

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月15日
【四半期会計期間】	第68期第2四半期（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第2四半期 連結累計期間	第68期 第2四半期 連結累計期間	第67期
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日
売上高 (百万円)	36,538	34,628	80,430
経常利益 (百万円)	1,366	1,593	5,082
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	876	1,049	8,286
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,169	869	9,332
純資産額 (百万円)	35,102	43,573	42,983
総資産額 (百万円)	89,902	91,193	92,014
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	31.67	37.94	299.46
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.0	47.8	46.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,328	2,186	3,929
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,693	1,279	2,791
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,641	1,804	4,017
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	11,314	13,135	10,452

回次	第67期 第2四半期 連結会計期間	第68期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	29.02	33.37

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としている。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

(メカトロシステム事業)

第1四半期連結会計期間において、連結子会社の株式会社エクセルカイジョーおよび超音波サービス株式会社は、連結子会社の株式会社カイジョーとの合併により消滅している。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものである。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としている。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境は緩やかな改善が続いているものの、中国をはじめとする新興国の景気減速や米国の利上げによる海外景気の下振れが懸念され、先行き不透明な状況で推移した。

このような状況のなか、当社グループの第2四半期連結累計期間の売上高は346億28百万円（前年同期比5.2%減）と減収となったものの、メカトロシステム事業および農業用設備事業の収益が改善したことから、営業利益は15億62百万円（前年同期比33.0%増）、経常利益は15億93百万円（前年同期比16.7%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は10億49百万円（前年同期比19.8%増）となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

（パッケージングプラント事業）

パッケージングプラント事業の売上高は、酒類用プラントおよび薬品・化粧品用プラントは前年同期に比べ増加したものの、食品用プラントは飲料用無菌充填ラインの納入が大きく減少したため前年同期に比べ大幅に減少した。

その結果、連結売上高は195億47百万円（前年同期比14.2%減）と減収となり、営業利益は21億91百万円（前年同期比12.9%減）と減益となった。

（メカトロシステム事業）

メカトロシステム事業の売上高は、医療機器は国内向けおよびアジア・欧州向けの販売が好調で前年同期に比べ大幅に増加したものの、半導体製造装置は韓国・台湾での設備投資抑制が強まり減少し、切断加工機においても微細加工用切断機が減少した。

その結果、連結売上高は99億57百万円（前年同期比1.9%減）と微減となったが、損益面については、特に医療機器の生産体制が安定し操業度が向上した結果、営業利益は61百万円（前年同期は営業損失4億77百万円）と大幅に改善した。

（農業用設備事業）

農業用設備事業の売上高は、蔬菜・果菜類向け選果選別プラントがほぼ倍増し、また落葉果樹類向けおよび柑橘類向け選果選別プラントについても大きく増加したことから、前年同期に比べ大きく伸長した。

その結果、連結売上高は49億83百万円（前年同期比44.7%増）となり、損益面については、売上高の増加に伴い操業度が大きく向上した結果、営業利益は4億18百万円（前年同期比225.6%増）と大幅に増加した。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、21億86百万円の資金増加（前年同期は23億28百万円の資金増加）となった。これは主に、税金等調整前四半期純利益が16億77百万円となり、たな卸資産の増加額36億27百万円および未払金及び未払費用の減少額25億35百万円による資金減少があったものの、非資金項目である減価償却費9億61百万円や売上債権の減少額62億67百万円による資金増加があったことによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、12億79百万円の資金減少（前年同期は26億93百万円の資金減少）となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出が9億80百万円あったことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、18億4百万円の資金増加(前年同期は16億41百万円の資金減少)となった。これは主に、借入金が増加したことによるものである。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より26億83百万円増加し131億35百万円となった。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、経験やノウハウに基づく高い技術、独自の経営管理システム、優秀な人材の確保・育成と企業風土、取引先等との信頼関係、および健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになる。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思料している。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、連結売上高1,000億円を達成することを目標としている。

この目標達成のための成長戦略として平成23年(2011年)6月期より「シブヤ上げ潮戦略」を推進している。

また、コーポレート・ガバナンスに関する取組みとしては、独立性のある社外取締役2名を選任している。また、監査役5名のうち4名は社外監査役であり、これらの監査役が取締役会等重要な会議に出席し、コーポレート・ガバナンスの実を挙げている。

なお、独立役員として、上記のうち社外取締役2名および社外監査役2名を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき届け出ている。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年8月29日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン(以下「信託型ライツ・プラン」という。)を更新(再導入)することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第三回信託型ライツ・プラン新株予約権(以下「本新株予約権」という。)50,000,000個を平成25年10月1日付で無償で発行し、その全てを三井住友信託銀行株式会社(以下「信託銀行」という。)に割り当てることについて、同年9月26日開催の第65回定時株主総会において承認された。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を信託の受託者である信託銀行に対し予め発行し、買収者が出現した時点の当社を除く株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みである。

将来買取者が出現した場合には、信託銀行は、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として所定の手続に従って確定される当社を除く株主全員に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになる。信託型ライツ・プランの更新に伴い発行された本新株予約権は、これを行行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができる。本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円としている。

本新株予約権は、原則として、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。)(以下「特定大量保有者」という。) になったことを示す公表がなされた日から10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。)(以下「特定大量買付者」という。) となる公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者(以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。) のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができる。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできる。

すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生し、本新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、原則として、他の株主による本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を受ける可能性がある。

上記に加え、本新株予約権には、当社が当社株式と引換えに本新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、当社は、ある者の買取に関し権利発動事由が生じた場合、当該買取に関し、(i)所定の脅威が存しないと認められる場合若しくは脅威が存するものの本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でないと認められる場合、または(ii)当社取締役会が提示若しくは賛同する当該買取とは別の代替案が存在し、当該代替案が一定の条件を充足する場合に該当することにより本新株予約権の行使が認められない場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および信託銀行以外の者の有する本新株予約権のうち未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができることとされている。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性のある当社の社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置している。特別委員会が、新株予約権細則に定められた手続に従い、権利発動事由発生時点の延期、買取を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足、本新株予約権の取得等について決定し当社取締役会に対する勧告を行った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うものとされている。

なお、本新株予約権の行使期間は、原則として平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間とされている。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされる。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書を所定の行使請求の受付場所に提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることになる。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合がある(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じない)。

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものである。

また、信託型ライツ・プランは、上記の(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されるものであり、当社の基本方針に沿うものである。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て更新されるものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足および本新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会がいつでも本新株予約権を無償で取得し、信託型ライツ・プランを廃止できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億65百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,149,877	28,149,877	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	28,149,877	28,149,877	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	28,149	-	11,392	-	9,842

(6)【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	石川県金沢市大豆田本町甲58番地	2,340	8.31
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,700	6.04
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	1,600	5.68
株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡2丁目12番6号	1,315	4.67
澁谷工業取引先持株会	石川県金沢市大豆田本町甲58番地	1,293	4.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,280	4.55
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	1,120	3.98
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	1,000	3.55
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号	971	3.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	928	3.30
計	-	13,549	48.14

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行等4社連名により、平成27年7月21日付の大量保有報告書等の写しの送付を受けており、平成27年7月13日現在の保有株券等の数および株券等保有割合は下記(大量保有報告書等の内容)のとおりである旨報告があったが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載している。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	928,990	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	244,000	0.87
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	112,100	0.40
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	89,500	0.32

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 480,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,646,200	276,462	-
単元未満株式	普通株式 23,077	-	-
発行済株式総数	28,149,877	-	-
総株主の議決権	-	276,462	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式20株が含まれている。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 澁谷工業株式会社	金沢市大豆田本町甲58番地	480,600	-	480,600	1.71
計	-	480,600	-	480,600	1.71

2【役員の状況】

該当事項はない。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）および第2四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,649	13,332
受取手形及び売掛金	31,449	25,168
製品	223	574
仕掛品	7,197	10,606
原材料及び貯蔵品	2,096	1,985
繰延税金資産	629	565
その他	2,190	1,443
貸倒引当金	16	12
流動資産合計	54,420	53,664
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,846	13,483
機械装置及び運搬具(純額)	2,030	1,983
土地	11,363	11,422
建設仮勘定	243	629
その他(純額)	1,061	968
有形固定資産合計	28,544	28,488
無形固定資産		
のれん	1,300	1,156
その他	211	209
無形固定資産合計	1,511	1,365
投資その他の資産		
投資有価証券	3,457	3,530
長期貸付金	13	11
退職給付に係る資産	3,313	3,384
繰延税金資産	58	62
その他	738	728
貸倒引当金	42	41
投資その他の資産合計	7,538	7,674
固定資産合計	37,594	37,528
資産合計	92,014	91,193

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,979	2 19,697
短期借入金	4,282	3,890
未払法人税等	558	522
未払費用	4,932	2,451
賞与引当金	318	315
受注損失引当金	43	121
製品保証引当金	108	102
その他	4,458	3,747
流動負債合計	34,681	30,849
固定負債		
長期借入金	7,394	9,874
退職給付に係る負債	5,667	5,747
役員退職慰労引当金	293	305
繰延税金負債	759	654
その他	234	188
固定負債合計	14,349	16,769
負債合計	49,030	47,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金	10,358	10,358
利益剰余金	21,732	22,505
自己株式	433	433
株主資本合計	43,049	43,821
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	449	255
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	76	57
退職給付に係る調整累計額	603	569
その他の包括利益累計額合計	76	256
非支配株主持分	11	8
純資産合計	42,983	43,573
負債純資産合計	92,014	91,193

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
売上高	36,538	34,628
売上原価	30,557	28,386
売上総利益	5,981	6,242
販売費及び一般管理費	4,806	4,679
営業利益	1,174	1,562
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	32	27
投資有価証券売却益	102	-
持分法による投資利益	2	2
固定資産賃貸料	35	11
為替差益	96	-
その他	82	95
営業外収益合計	357	143
営業外費用		
支払利息	83	62
手形売却損	3	8
租税公課	41	14
その他	37	28
営業外費用合計	165	112
経常利益	1,366	1,593
特別利益		
固定資産売却益	7	0
投資有価証券売却益	5	99
国庫補助金	77	-
移転補償金	103	-
特別利益合計	194	99
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産処分損	2	14
減損損失	207	-
その他	1	0
特別損失合計	212	15
税金等調整前四半期純利益	1,348	1,677
法人税、住民税及び事業税	421	603
法人税等調整額	42	24
法人税等合計	463	628
四半期純利益	884	1,049
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	8	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	876	1,049

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	884	1,049
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	126	193
繰延ヘッジ損益	7	0
為替換算調整勘定	69	18
退職給付に係る調整額	80	33
その他の包括利益合計	284	179
四半期包括利益	1,169	869
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,158	870
非支配株主に係る四半期包括利益	10	0

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,348	1,677
減価償却費	1,049	961
のれん償却額	147	143
減損損失	207	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	23
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	113	83
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	37	11
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	4
賞与引当金の増減額(は減少)	20	2
受注損失引当金の増減額(は減少)	98	78
受取利息及び受取配当金	38	33
支払利息	83	62
持分法による投資損益(は益)	2	2
投資有価証券売却損益(は益)	107	99
売上債権の増減額(は増加)	4,431	6,267
前受金の増減額(は減少)	874	452
たな卸資産の増減額(は増加)	3,321	3,627
仕入債務の増減額(は減少)	928	271
前渡金の増減額(は増加)	280	555
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	1,784	2,535
未払又は未収消費税等の増減額	176	418
その他	406	493
小計	3,957	2,864
利息及び配当金の受取額	34	30
利息の支払額	80	56
法人税等の支払額	1,582	651
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,328	2,186
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	155	148
定期預金の払戻による収入	153	148
投資有価証券の取得による支出	486	643
投資有価証券の売却による収入	865	388
有形固定資産の取得による支出	3,085	980
有形固定資産の売却による収入	12	0
無形固定資産の取得による支出	35	24
子会社株式の取得による支出	3	-
補助金の受取額	77	-
その他	36	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,693	1,279

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,799	3,590
短期借入金の返済による支出	4,040	3,810
長期借入れによる収入	-	3,600
長期借入金の返済による支出	1,115	1,289
自己株式の増減額(は増加)	0	0
配当金の支払額	276	276
その他	7	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,641	1,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	143	28
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,863	2,683
現金及び現金同等物の期首残高	13,178	10,452
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,314	13,135

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間において、連結子会社の㈱エクセルカイジョーおよび超音波サービス㈱は、連結子会社の㈱カイジョーが吸収合併したことにより消滅し、連結の範囲から除外している。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更している。加えて、四半期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間および前連結会計年度については、四半期連結財務諸表および連結財務諸表の組替えを行っている。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)および事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。また、当第2四半期連結会計期間末の資本剰余金に与える影響は軽微である。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形割引高	267百万円	102百万円

2. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当第2四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形	-	343百万円
支払手形	-	14

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
旅費交通費	375百万円	364百万円
役員報酬	524	544
給料	1,275	1,269
賞与引当金繰入額	62	58
退職給付費用	140	58
役員退職慰労引当金繰入額	27	11

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	11,509百万円	13,332百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	194	196
現金及び現金同等物	11,314	13,135

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年9月24日 定時株主総会	普通株式	276	10	平成26年6月30日	平成26年9月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年2月6日 取締役会	普通株式	276	10	平成26年12月31日	平成27年3月17日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

前第2四半期連結累計期間の期首より、退職給付債務および勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、期首の利益剰余金の額が1,802百万円増加している。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	276	10	平成27年6月30日	平成27年9月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年2月12日 取締役会	普通株式	276	10	平成27年12月31日	平成28年3月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ システム 事業	農業用設 備事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	22,783	10,150	3,444	36,378	160	36,538	-	36,538
セグメント間の内部 売上高又は振替高	191	174	391	758	158	916	916	-
計	22,975	10,324	3,835	37,136	318	37,455	916	36,538
セグメント利益又は損 失()	2,517	477	128	2,167	18	2,149	974	1,174

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 974百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
 975百万円および棚卸資産等の調整額0百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない
 一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年7月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ システム 事業	農業用設 備事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	19,547	9,957	4,983	34,488	139	34,628	-	34,628
セグメント間の内部 売上高又は振替高	452	175	372	1,000	174	1,174	1,174	-
計	19,999	10,133	5,356	35,489	314	35,803	1,174	34,628
セグメント利益又は損 失()	2,191	61	418	2,671	22	2,648	1,086	1,562

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,086百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
 1,081百万円および棚卸資産等の調整額 4百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属し
 ない一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	31円67銭	37円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	876	1,049
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	876	1,049
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,669	27,669
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2【その他】

平成28年2月12日開催の取締役会において、当事業年度の中間配当に関し次のとおり決議した。

1. 中間配当による配当金の総額.....276百万円
2. 1株当たりの金額.....10円
3. 支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成28年3月18日

(注) 平成27年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行う。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月11日

澁谷工業株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 向山典佐
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中山孝一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていない。